

AOMORI SHONEN SOCIETY NEWS

青森家庭少年問題研究会 会報 No. 12 (2020. 09. 10)

《 目次 》

巻頭言

コロナ禍における大学の状況ほか 村田輝夫

学習会報告

《 講演会 》

裁判員裁判における少年事件 平野 潔

学生サークル活動報告

青森県立保健大学 児童福祉研究会
令和元年度・活動報告 清野優矢

弘前大学 Teens & Law

令和元年度・活動報告 (Teens 部門) 楠美玲維
令和元年度・模擬裁判報告 (Law 部門) 菊地若子

巻 頭 言

コロナ禍における大学の状況ほか

共同代表：村田輝夫（共同代表：関東学院大学 法学部 教授）

新型コロナウイルスの関係で、例年6月頃に開催している総会を中止とせざるを得なかった。会員各位のご理解をお願いしたい。また、9月に入っても青森を含め異常な暑さが続いており、各位のご自愛をお祈り申し上げる次第である。

まずは近況報告である。昨年3月には、宮崎秀一先生の定年退職に伴う最終講義を拝聴し、ご退職記念パーティーにも参加させていただいた。実は、同月末に勤務校の法科大学院が廃止され、所属は法学部に変更となり、研究室も移転となった。昨年は、総会にも小宅大典会員の慶賀すべき九十歳記念講演会にも参加できなかったが、研究室移転に伴う多忙が原因である。

法科大学院には13年間在籍し、そのうち10年間は、専攻主任という番頭役の仕事を担当して、正課外の学習支援態勢の構築に労力を費やした。おかげさまで、法科大学院開設前には司法試験合格実績が殆どなかった勤務校に46名の合格者を輩出することができた。法科大学院の廃止は残念であるが、制度設計の問題が大きく、個別の法科大学院ではいかんともしがたい事情も多かったと思う。

そして、本年3月末には、今度は私が勤務校を定年退職となり、現在は1年更新の再任用の身分となった。定年退職を機会に家庭裁判所関係の「青森家庭少年友の会」も退会させていただいた。いろいろと整理をしなければと感じている次第である。

ところで、新型コロナウイルスの関係では、多くの大学が今まで経験したことのない状況に直面している。対面授業が実施できず、オンライン授業に移行したほか、授業面での対策以外にも、パソコン貸与や特別奨学金の創設など、多くの緊急学生支援策が講じられている。当然、大学財政は見直しを余儀なくされ、勤務校でも人件費を含む相当の予算がカットされ学生支援策に回された。学年歴も変更があり、春学期（前期）が終了したのは8月中旬のお盆明けである。成績の締切が8月末日であった。9月中旬には、5ヶ月遅れで入学式が行われる予定である。もちろん、「三密」を避けるための「ガイドライン」にしたがって、一堂に会した式ではなく、学部・研究科別に3日間に分けての短時間開催となる。

初めて担当したオンライン授業は、試行錯誤の連続であった。講義ものは、パワーポイントでスライドショーを作成し、音声動画を生成したうえでOffice365のStreamを使って配信した。学生は自分の都合に合わせて視聴ができる、いわゆるビデオ・オン・デマンド（VOD）方式である。このほか、ゼミナールや大学院はZoomを使って、オンライン・リアルタイムでの授業を行った。資料はパワーポイントに取り込んで、画面を共有する方式で対応した。Zoomは、オンラインミーティングに特化したアプリケーションであり、大変便利なものである。しかし、参加者の通信状態にも左右されるので、自宅のWifi環境によっては時々脱落する学生も出た。画像は出るのに音声配信されないトラブルがあり、カメラに「休講します」の手書きメモを掲げて休講とした。なんとも間が抜けているが、原因は私の操作ミスであった。ゼミの学生との連絡はLINEがメインなので、Zoomで繋げない場合にLINEで遣り取りをしながら操作の指示を同時並行で行うことも度々あった。事前の準備を含め、それまでの授業に比べて、感覚的には、3倍程度の疲労感があったように思う。なお、教材の配布や諸連絡・質疑応答は、manabaという教育支援システムで対応した。勤務校では、秋学期（後期）にはゼミナールや演習系授業は対面授業が復活するが、講義ものはVOD方式のオンライン授業が継続となる予定である。

以上、巻頭言といっても、オンライン授業を含め殆ど私の近況報告となり恐縮である。ところで、民法改正により成年年齢が18歳となったことから、少年法適用年齢引下げ問題が浮上し、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪処遇関係）部会で審議が行われていることはご承知の通りである。年長少年（18歳、19歳）の更生と再犯防止に対しての少年司法の有効性が法制審議会の議論においても度々確認されているとされている。少年法適用年齢引下げは、再犯防止とはおよそ逆の結果がもたらされるような気がしてならない。法制審議会の審議も迷走していると評されているようであるが、今後の動向に注意したい。

《 講演会 》

裁判員裁判における少年事件

平野 潔（弘前大学 人文社会科学部 教授）

はじめに

2019年度第1回の学習会は「裁判員裁判における少年事件」をテーマとして、青森地方裁判所刑事部の古玉正紀氏をお招きして講演会を開催した。

この講演会のきっかけは、2019年2月26日～3月5日に青森地方裁判所で行われた青森92例目の裁判員裁判であった。この裁判は、青森県内では初めての少年が被告人となった裁判員裁判である。裁判員制度が施行される以前から、少年事件は裁判員裁判対象事件から外すべきではないかという議論もあり、様々な観点から注目されているものの、実際には少年の裁判員裁判は全国的にも件数は多くない。実際に実務での蓄積も十分とは言えない状況にある。

そこで、裁判員裁判の経験が豊富な古玉氏に、少年の裁判員裁判で問題となる点をお話いただくとう企画したのが本学習会である。

1. 講師の紹介



講師の古玉正紀氏

講師をお願いした古玉氏は、講演をしていただいた当時は、青森地方裁判所刑事部・部総括判事をされていた。

2000年に裁判官に任官され、東京地裁、熊本地家裁、松山地家裁大洲支部、東京高裁・東京家裁、福島地家裁郡山支部、さいたま地家裁を経て、2017年4月から2020年3月までの3年間、青森地裁刑事部の部総括判事をされた。

講演当時まで77件の裁判員裁判を担当され、そのうち青森地方裁判所では

16件を担当されている。また、少年事件の裁判員裁判については、青森県の事件を含めて2件担当された経験があるということだった。

古玉氏は、弘前大学で毎年開催しているシンポジウムにも3年連続でご登壇いただいたり、私が担当している「青森の行政—地域司法—」のゲストスピーカーとしても、2回講話をしていただいたりした。また、2020年2月29日には、専門家集団「らの会」・弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター主催の市民向け公開講演会でも講演をしていただ

くなど、青森地裁に在籍されていた3年間は、市民・学生への広報活動にも積極的に関わっていただけてきた。

今回の本研究会における学習会での講演も、裁判員裁判が立て込んでいるお忙しい中で、快くお引き受けいただいた。

2. 青森県内の少年の裁判員裁判

青森県内では、2020年6月に判決を言い渡された事件まで、合計で101件の裁判員裁判が実施されている。これまで、1例目の事件を含めて数件は、被告人が犯行時に未成年者であった事件であった。しかしながら、裁判時に未成年者である、いわゆる少年の裁判員裁判は92例目の事件1件のみである。

青森県内で、現時点で唯一の少年の裁判員裁判の事件の概要は、青森県内にある小学校の敷地内で、女性の顔面を拳骨で殴打し、首を絞め、性的暴行を加えるなどし、全治1週間の怪我を負わせたというものである。起訴罪名は、強制性交等致傷罪であった。

被告人は、性犯罪によって少年院送致の保護処分を以前に受けていることもあって、家裁から検察官送致（いわゆる逆送）された。その後、検察官が起訴して、裁判員裁判となったものである。

本件での争点は、被告人に刑罰を科すのが妥当か、家庭裁判所に移送して保護処分にするのが妥当かであった。検察官は、刑罰を科すのが妥当であるとして、懲役6年以上9年以下の不定期刑を求刑した。これに対して、弁護人は、少年法55条による家庭裁判所送致（いわゆる55条移送）を主張した。

青森地裁は、懲役5年6月以上8年以下の不定期刑を言い渡した。検察官、被告人とも上訴権を放棄したため、本判決は確定している。

3. 講演の概要

講演会は、2019年6月29日（土）15時より、弘前大学教育学部校舎1階の大教室において行われた。今回の学習会も、一般公開をしていたため、会員だけでなく、学生を含め一般の方にも参加していただけた。参加者は、28名であった。

講演会は、古玉氏の自己紹介からはじまり、配布されたレジュメに沿って、「家庭裁判所における少年審判手続」「事前準備・裁判員等選任手続等における配慮」「少年事件の特性に配慮した証拠調べの在り方」「少年事件の特性に配慮した評議の在り方」の順に、実際に担当された事件に言及していただきながら、進んでいった。

「事前準備・裁判員等選任手続等における配慮」では、少年である被告人の情報が必要以上に漏れないように、期日簿や開廷表の氏名欄には「少年」とのみ記載するようにし、それを裁判所内で情報共有をして意思疎通を図ったこと、裁判員の選任手続においても、配布書類には被告人の氏名等を記載せず、ホワイトボードを活用したこと、傍聴席から少年の顔がずっと見える状態を避けるために傍聴席に背を向けて座るなどの配慮をしたことなどが語られた。また、少年が過度に心理的圧迫感を受けないように、手錠・腰縄の着脱を遮へい板を設置して行い、傍聴席からは見えないような配慮も行ったそうである。

「少年事件の特性に配慮した証拠調べの在り方」では、少年法50条の趣旨と裁判員制度の「法廷で見て聞いて分かる審理」とが衝突する場面について、どのように考えて、どの

ように実際の審理を行ったのかが語られた。今回の事件では、検察官・弁護人と協議の上、家庭裁判所調査官の調査報告書の一部を証拠として法廷で取り調べたが、その方法についても今後改善の余地があるということもお話いただいた。

「少年事件の特性に配慮した評議の在り方」では、まず保護処分相当性の判断の分かれ目をどう示すかという点で苦労されたことが語られた。また、不定期刑をどの範囲に設定するかについても、そもそものデータが少ないことや、上限下限を設定する際に、どう評決をしていいのかなどについて、様々な問題があったことを示していた。



講演会場の様子

最後に、古玉氏が、「保護処分と刑事処分のどちらを受けさせるのが相

当かというのも、十分な積み重ねも前提もなく、最終的には社会の一般常識に照らして保護処分を許容できるかの話になってくるので、これはむしろ裁判員裁判で判断するのに相応しい事件、裁判員裁判でやるべき一つの類型」であるかもしれないと仰っていたのが、非常に印象に残った発言であり、今後も継続的に検討していく課題であると感じた。

講演が終わった後には、質疑応答の時間が設けられ、様々な観点から、活発に質問が行われた。

なお、本学習会については、2019年6月30日付陸奥新報の2面において、その様子が取り上げられている。

おわりに

青森県内では初めての少年事件の裁判員裁判の直後にこのような講演会を開催できたのは、本研究会にとっても非常に意義深いものであった。

今回の事件は、単純に少年事件というだけではなく、元々被告人が発達障害などを抱えていたり、あるいは少年院送致の保護処分を受けたことがあったりと、様々な問題を含んでいた。裁判上でも争点となり、古玉氏の講演の中でも言及されていたが、刑事処分と保護処分の違いがどこにあるのかという問題や、少年院での処遇が犯行までにどのような影響を与えていたのかなどの問題もある。さらには、本件は、少年事件ではあるが被害者参加制度が適用されており、被害者支援の観点からも興味深い事件であった。裁判員制度を通して様々な問題を掘り起こしていく試みは、今後も継続していきたいと思う。

最後に、お忙しい中、本研究会のために講演をお引き受けいただいた古玉氏には、この場を借りて改めて御礼を申し上げたい。

《 青森県立保健大学 児童福祉研究会 》

令和元年度・活動報告

清野優矢（青森県立保健大学 社会福祉学科 3年）

1. 令和元年度の学習支援活動についての報告

昨年度（平成30年度）同様、令和元年度もみなさまからご支援を数多く頂き、学習支援活動「サタディ☆くらぶ」での活動を継続して行うことができました。この場をお借りして御礼申し上げます。

令和元年度は高校受験を迎える中学三年生が2名在籍し、年度途中の中途参加を複数名受け入れ、最終的に登録している子どもの人数は10名となりました。2名の受験生はそれぞれ第一志望の高校に進学し、新生活をスタートさせております。

支援を行っている大学生は4月～5月こそ新入生の参加もあり、子ども1人に対し2名以上揃う日が多く、研修も恙なく行うことができましたが、ゴールデンウィークや夏季休業などの長期休みを機に徐々に学習支援活動に参加する人数が減少・固定化し、受験生にとって特に大切な冬の期間は学生が慢性的に不足する事態となりました。同じ課題を抱えた昨年度と比較し、学生と子どもたちの人数比が大幅に偏る回は減少したように感じましたが、受験生に限らず、子どもたち1人ひとりへの丁寧な対応に欠ける機会が多かったのではないかと考えられます。

この課題を解決するために、昨年に引き続き、学内ミーティングによる情報交換、現状の報告などの実施をする他、今年度からLINEのアルバム機能を使用した情報共有システムを開始しました。この学習会の担当割り振りは参加する学生と子どもによって毎回変化するため、基本的に固定の担当は決めておらず、臨機応変に決定しております。基本的に学生と子どもの性格などのマッチングを考慮していますが、これまで担当したことのない子どもに付くことも多々あります。その不安の解消、並びに前任者からの確実な引き継ぎを行うため、各回の記録をセキュリティに配慮し、LINEのアルバム機能を利用して、支援を行う学生間で共有することとしました。

さらに、実験段階ではありますが、学習会担当専任制度を始めました。この「専任制度」は、学生と子どものマッチングミス防止並びに信頼関係の構築を目的として今年度より試験的に導入しているもので、開始前の担当打ち合わせの際、これまでは当日に突然決めていましたが、専任としている子どもと学生が事前情報の段階で揃った際は優先的に担当とします。この制度は、子どもにとっては担当学生が大きく変化しないことで安心できるメリットがあり、担当の学生は子どもへの「責任感」が芽生えると同時に、勉強や対応についての自信がつくことで、子どもとより深い信頼関係を構築することができるというメリ

ットがあるのではないかと考えております。

この学習会は毎週1回、土曜日だけの少数開催です。しかし、継続して参加していると、子どもと親しくなるにつれて、学習会中の会話が日々の近況や学校での悩み事、テストの範囲や成績のこと、家族の話など、会話の内容が徐々にパーソナルなものに変化してきます。それは、子どもたちが学生に対して心を開いたり、信頼してくれたりすることが明確に分かる、学生にとってこの活動をする上で何よりも嬉しいことです。しかし、子どもからの相談の内容によっては学生が抱えきれず、話に巻き込まれたり、学生自身が思い悩んだりすることもあります。その場合は、担当学生だけではなく、会場に来た学生全員で話の内容を共有し、どこまで踏み込むのか、かけてあげる言葉は何が適切かをスタッフ含め全員で考えることで、よりよい支援の提供、学生の負担の軽減を行っております。

学習支援活動を通して、学生が子どもと関わり、話を聞く中で、この活動が子どもたちにとって「自分にとって必要だ、自分の居場所になっている。」親御さんにとって「子どもを預けても心配無用で、家庭ではなかなか話すことのないことを吐き出せるような場である」と捉えて頂けるように、今後も活動を継続していきたいと思っております。

2. 令和元年度に行った学習支援以外の活動についての報告



八甲田丸見学

令和元年度はたくさんの方のご協力もあり、春のお花見会やスポーツ交流会、キャンプ、本学大学祭での模擬店出展、卒業を祝う会といった様々な行事を実施することができました。

今年度の春のお花見会は青森開催でしたが、天候に恵まれず、付近の市民ホールで交流会並びにレクリエーションを行いました。弘前サタディ☆くらぶ側の参加人数が減少傾向にあり、昨年度と比較してかなり小規模な行事となりましたが、ジェスチャーゲームや、新聞紙を使ったレクリエーションを通し、双方の学生・子どもたち

が交流できたのではないかと思います。

7月に実施したモヤヒルズでのキャンプは資金不足と学生の都合等の兼ね合いがあり、デイキャンプとしての開催となりました。参加学生と子どもたちで少人数のグループを作り、レクリエーションやバーベキューを楽しみました。真夏、7月の初めの開催となり、熱中症などの体調不良を心配していましたが、大きな事故無く終了することができてホッとしております。今年度は時期未定ですが、キリン福祉財団からの補助金を活用した勉強メインのキャンプを実施予定です。

さらに、これまで招待止まりだった大学祭で、サークルとして初めて模擬店を出店しました。企画書づくりや実行委員会との交渉、メニューの決定など、何もかもが初めてで、試行錯誤の連続でしたが、結果的に予想以上の純利益を出すことができ、大成功を収めることができました。子どもたちの参加は1日目のみでしたが、各人が役割を持ち、笑顔でお客様に対応している姿はとても印象に残っておりますし、それ以外にも学習会で見られない子どもたちの様子を観察することができたのではないかと考えております。



保健大学の大学祭

しかし、初めての活動であるため、学生間の連絡体制の不備や、販売戦略の未熟さ、学生と子どもたち双方のルール策定などいくつかの反省点が浮き彫りになりました。今年度は先行き不透明ですが、もし再び実施する際はこれらの反省点を踏まえ、安全で効率的に、楽しく実施できるよう、努力を重ねていきたいです。

3. これからの活動に向けた展望

昨年度の反省として、前述したように、学習支援活動に対する学生の参加率が減少・参加学生の固定化が発生していることが未だ課題となっています。学生の参加率は昨年度比較でやや上昇しているのではないかと推測されますが、子どもの人数に対する充足率を見ると、時期による差を鑑みても、全体的にまだまだ低水準です。学内外で定期的なミーティングを開き、サークル活動の様子を共有することで、長期間活動から離れた学生の復帰支援、子どもたちとの関係に悩む学生など、いわゆる「幽霊部員」に現在なっている・なりそうな学生に対する支援を実施する必要があると考えられます。

また、一昨年・昨年と、安定した人数の新入生、年度途中加入の在学生に来て、参加していただいておりますが、我々の活動はまだまだ広報する余地があると考えられます。個人情報が多く、広報として公に出せる情報は数少ないですが、よりたくさんの学生に知ってもらい、そして興味を持ってもらい、少しでも子どもの貧困について考えるきっかけとなってくれれば嬉しいです。

《 弘前大学 Teens & Law 》

令和元年度・活動報告（Teens 部門）

楠美玲維（弘前大学 教育学部 4年）

1. 昨年度の活動

Teens 部門は、例年通り、「サタディ☆くらぶ」「マザーフィールド」「学ボラ」の3つを中心に活動を行いました。それぞれの活動内容を紹介します。

①サタディ☆くらぶ

サタディ☆くらぶでは、大学生と子どもとが共に勉強をしたり、遊んだりする活動を毎週土曜日 9:30~11:30 にヒロロ3階で行っています。対象は小学生から高校生までの幅広い子どもたちです。また、昨年度より大学生と子ども、保護者での新体制での活動となりました。

活動は子どもたちがしたいことを大学生とともにすることが基本になっており、大学生からこれをしたらと声掛けをすることは基本的には行いません。宿題や検定試験などの勉強、オセロや坊主めくり、トランプなどの遊びを通して、コミュニケーションを図り、斜めの関係の構築を目指しています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響でこれまで通りとは異なる形にはなっていますが、対策を取りながら活動を再開しております。状況を見ながらではありますが、昨年度より始めた大学生が先生となり行うワークショップを今年度も行いたいと考えています。

②マザーフィールド

マザーフィールドは毎週水曜日の 17:30~19:30 に商工会議所やヒロロで行っています。学習支援や食事会を通して、子どもたちとの交流を深めていきます。対象は小学生から高校生までの幅広い子どもたちです。食事会は栄養バランスを考えられたもので、毎回とてもおいしいものになっております。

今年度は新型コロナウイルス感染症のためこれまでとは異なる形ではありますが、対策をとりながら活動を再開しております。

③学ボラ

学ボラは毎週土曜日に児童自立センターみらいで活動を行っています。学習支援が中心ではありますが、運動会や学芸会などの各種イベントにも参加させていただいております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動を見送ってまいりました。今後は、状況を見ながらではありますが、対策を取ったうえで再開していく予定です。

2. 著者の体験録

私は大学4年となり、今年度の活動に積極的に参加することが難しい現状ではありますが、状況が落ち着き次第、再び参加していきたいと考えております。

これまでの大学生活において、これらの活動に参加したことにより、得ることができたものは多いと考えています。特に、子どもたちとの向き合い方において、一人ひとりの実態に合わせることの大切さと、大学生だからこそできる関係性の大切さに気付くことができました。また、各活動を支えてくださる方々との関わりの中で考えさせられたことや、活動に込められた思いを知ったことで一層活動に対する熱意をもって参加することができるようになりました。込められた思いを後輩に繋ぎ、活動を続けていくことが今の私にできる精一杯の恩返しになるのではないかと考えています。これからのより一層の活動の活性化に向けて尽力していきたいと思っております。

令和元年度・模擬裁判報告 (Law 部門)

菊地若子(弘前大学 人文社会科学部 3年)

1. はじめに



私たち Teens & law は毎年、弘前大学総合文化祭において模擬裁判を行っています。昨年度は、2019年10月27日(日)弘前大学人文社会科学部棟4階多目的ホールにて実施しました。模擬裁判のシナリオ作成から当日の公演まですべて、Teens & Law に所属する学生が中心になって取り組んでいます。また、模擬裁判に来場された方の中から、裁判員役を選出しています。裁判員としての経験をさせていただくことで、少しでも裁判を身近に感じ、興味

を持っていただけたらと思って活動をしています。

2. 模擬裁判のシナリオ作成の経緯

今回の模擬裁判では、傷害致死罪を題材としたシナリオを作成しました。内容は仕事からの帰り道に被害者にストーカーされ、わいせつ行為を受けた被告人が、被害者から逃げ逃げるためにその場にあったナイフで被害者を刺して殺してしまった、という事件です。この事件は、被告人の行為が正当防衛にあたるか、それとも過剰防衛にあたるかということが大きなポイントで、被告人の行為は正当防衛にあたるため無罪だと主張する弁護人側と、

被告人の行為は正当防衛の範囲を超えているとして有罪であると主張する検察官側で争いました。

シナリオを作成するにあたり、正当防衛を客観的事実に基づいて立証するためにはどうしたらよいのかということについて、サークル員一同頭を抱えました。使用した凶器の種類、刺した回数、傷の深さ、怪我した部位、動機など考えなければいけないことが多くあり、事件のイメージがなかなか浮かばず苦労しました。最終的には先生のアドバイスをもとにサークル員で話し合いながらなんとか形にすることができました。この他にも、証人に医師を呼ぶのかなどの意見が出ると、その出た意見を取り入れたシナリオを作成できるのかという話し合いを重ねるなどして、模擬裁判の当日まで細かな修正を加えました。そしてシナリオ作成の段階から学校祭の当日にいたるまで、先生だけではなくサークル員以外の有志の方にも協力していただき模擬裁判を行うことができました。

学校祭当日は、学生や一般市民など大勢の方に来ていただきました。



3. 感想



評議では、被告人は人を殺めてしまったとはいえストーカーの被害を受けていたため、被告人に同情する声が多かったことが印象的でした。女性がストーカーにあったということで、より被告人側に同情が集まりやすかったのではと思いました。

シナリオづくりでは、先生方に分からない点を教えていただいたことやサークル員以外の有志の方々の協力してもらったことが大きかったです。本当に感謝しています。課題としてはシナリオ作りの役割分担がうまくいかず、サークル員の3年生の負担が重くなってしまったことがあげられます。サークル員の1、2年生もできる範囲でシナリオづくりにもう少し携われたらよかったのではないかと思います。

今年はコロナウイルス流行の関係で模擬裁判を学校祭で実施することは難しいですが、少しずつサークル活動が動き出しているため、昨年度の経験を活かして活動していきたいと思います。今後とも「Teens & Law」の活動を宜しくお願いいたします。

《 Teens & Law 模擬裁判・模擬評議 》

※ 弘前大学総合文化祭が中止になったため、開催等は未定です。

《 裁判員制度シンポジウム 》

- ・日時：2020年11月21日（土）14：00～17：00
- ・会場：Zoomによるオンライン配信
- ※ 詳細は後日お知らせします。

《 学習会 》

- ・現在検討中です。
- 決まり次第、ホームページやメーリングリストでお知らせいたします。

● 投稿募集

本会報では、会員の皆様からの投稿を募集しています。「会員からの便り」「新刊案内」「書評」「お知らせ」その他の家庭・少年をめぐる活動や雑感などございましたら、郵便、ファクシミリまたは電子メールにて事務局へお寄せ下さい。次号の発刊は来年9月頃を予定しています。

（吉村顕真 記）

発行：青森家庭少年問題研究会

事務局：〒036-8560 青森県弘前市文京町1番地 弘前大学人文社会科学部民法研究室

電子メール：yoshimur (at mark) hirosaki-u.ac.jp

電話・ファックス：0172-39-3279

ホームページ：<http://www.saibanhou.com/aomorishonen.html>